

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年10月1日

届出年月日：令和8年9月17日

店 舗 名：マルショク東大道店・サンドラッグ東大道店

設 置 者：株式会社サンリブ

株式会社GPO

縦 覧 期 間：令和8年10月1日～

令和9年2月1日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（第6条関係）



※受理年月日	年 月 日
※整理番号	
※備考	

変更届出書

令和8年 9月 17日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社サンリブ
代表取締役 眞田義文
北九州市若松区本町二丁目17番1号
ベイサイドプラザ若松2F
株式会社GPO
代表取締役 大津英人
大分県大分市東大道一丁目8番15号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルショク東大道店・サンドラッグ東大道店
所在地 大分県大分市東大道一丁目12番 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	代表取締役 眞田義文	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
2	株式会社サンドラッグ	代表取締役 貞方宏司	東京都府中市若松町一丁目38番1号
3	九州フジパンストアー 株式会社	<u>代表取締役 川端賢二</u>	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地
4	有限会社二宮生花店	代表取締役 二宮光司	大分県大分市大手町2丁目5番8号
5	サークルフーズ 株式会社	代表取締役 後藤幸太	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F

※ _____ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけた NO. のテナントは変更後において退店したものを示す。

(変更後) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	代表取締役 眞田義文	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
2	株式会社サンドラッグ	代表取締役 貞方宏司	東京都府中市若松町一丁目38番1号
3	九州フジパンストアー 株式会社	<u>代表取締役 杉本誠</u>	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目 50番地
4	有限会社二宮生花店	代表取締役 二宮光司	大分県大分市大手町2丁目5番8号

※ _____ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけた NO. のテナントは新規出店したものを示す。

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 8年 9月 1日

4 変更する理由

- (1) テナントの代表者の変更及び小売業を行う者の変更の為